

平成28年度

登米市病院事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第9号

平成28年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度登米市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）延べ患者数			
入    院	108,400人	△8,456人	99,944人
外    来	288,181人	△28,901人	259,280人
（3）一日平均患者数			
入    院	297人	△23人	274人
外    来	1,185人	△118人	1,067人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,494,220千円	△504,382千円	6,989,838千円
第1項 医業収益	6,753,738千円	△527,809千円	6,225,929千円
第2項 医業外収益	740,482千円	8,139千円	748,621千円
第3項 特別利益	0千円	15,288千円	15,288千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,531,692千円	△256,524千円	8,275,168千円
第1項 医業費用	7,541,191千円	△255,229千円	7,285,962千円
第2項 医業外費用	220,113千円	△14,495千円	205,618千円
第3項 特別損失	760,388千円	13,200千円	773,588千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,800千円は過年度の投資返還に伴う前受金で補てんするものとする。）

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,488,083千円	△67,000千円	2,421,083千円
第2項 企業債	1,945,900千円	△70,000千円	1,875,900千円
第4項 投資返還金	0千円	13,200千円	13,200千円
第7項 他会計負担金	227,085千円	△10,200千円	216,885千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,530,883千円	△105,000千円	2,425,883千円
第1項 建設改良費	2,145,185千円	△70,000千円	2,075,185千円
第3項 投資	70,600千円	△35,000千円	35,600千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
1 資本的支出	1 建設改良費	米谷病院建設事業	3,617,400	平成28年度	1,805,900	4,026,000	平成28年度	1,805,900
				平成29年度	1,442,600		平成29年度	207,100
				平成30年度	368,900		平成30年度	1,690,900
							平成31年度	322,100

(債務負担行為)

第6条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成29年度	平成29年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

(企業債)

第7条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
米谷病院 建設事業	千円 1,945,900	証書 借入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融資 条件による。た だし、企業財政 その他の都合 により繰上償 還又は低利に 借換えること ができる。	千円 1,875,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	5,380,670 千円	△102,555 千円	5,278,115 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条に定めた、たな卸資産購入限度額を1,150,156千円に改める。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施 孝 尚